

2020年11月

関係各位

(一社) 日本バルブ工業会

水優先吐水機能を有する水栓（節湯C1）の効果改定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の事業活動に対し格別のご理解とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、建築物省エネ法の省エネ基準を検討する国の委員会において、水優先吐水機能を有する水栓（以下、節湯C1という。）のエネルギー削減効果の見直しが行われ、2021年4月から削減率が改定されることとなりましたので下記のようにご案内いたします。

敬具

記

1. ご案内

平成25年に「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」が定められ、“節湯水栓（節湯A1/B1/C1）”の基準が制定されました。

その後、省エネ基準を検討する国の委員会において、さらなる精査が進められ、2021年の改正建築物省エネ法の施行に合わせて節湯C1のエネルギー削減率が改定されることとなりました。

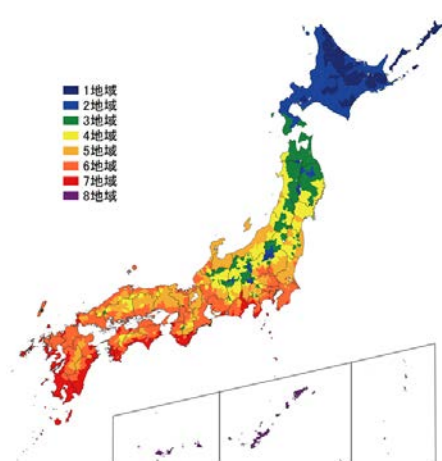
2. 改定内容

現在の節湯C1のエネルギー削減効果は、通年で全国一律30%の削減効果となっております。しかしながら、給水温度によりその効果が異なることが確認されたため、節湯C1のエネルギー削減効果は、地域性を考慮した区分で算出係数が設定され、地域ごとに下表のような削減率となります。

節湯C1の地域別削減率(設計一次エネルギー)

地域区分	削減率
地域1	1%
地域2	1%
地域3	3%
地域4	3%
地域5	7%
地域6	9%
地域7	11%
地域8	29%

地域区分(イメージ)



※削減率は、特定の熱源機としてガス従来型給湯機を選択して計算を行っています。

※地域の詳細は“住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム”のWEBサイトに掲載の“新しい地域区分”にてご確認ください。<https://house.lowenergy.jp/program>

3. 改定スケジュール

- 2020年4月：節湯C1のエネルギー削減効果の見直しが反映されたエネルギー消費性能計算プログラム次期更新版の公開
- 2021年4月：新たなエネルギー消費性能計算プログラムへ移行

提出：株式会社 ○○○○